台風・大雪等大規模災害時の保育園の対応について

豊島区子ども家庭部保育課

台風接近や集中豪雨等により、交通機関の計画運休等で職員体制が確保できない場合や、施設被害により受入れが困難な場合、区内認可保育園は臨時休園等の対応をいたします。休園の判断につきましては、以下の基準に基づいて行います。

保護者の皆様には、以下の内容についてあらかじめご留意いただき、緊急時にはご

協力賜りますよう、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

1. 臨時休園等の基準・対応
2. 臨時休園の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準（事象） | 施設の対応 | 園児・保護者の対応 |
| 登園前 | 登園後 |
| * 公共交通機関の計画運休が実施される場合

（正式発表ではなく予定の発表も含む） | 臨時休園 | 登園を見合わせてください | 速やかにお迎えにきてください（※３） |
| * その他、災害発生の恐れがあり、区災害対策本部において休園と判断した場合

（例えば、特別警報(※１)・避難情報等(※２)が発令された場合などが想定されます。） |

（※１）特別警報……警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こる恐れが著しく高まっている場合に気象庁が発表

（※２）避難情報等…気象庁から発表される気象警報等を考慮し発表する防災情報。１～５の５段階のレベルに分けられ、レベル３以上は区が発表する。

（※３）児童降園後に順次休園とします。ただし、保護者のお迎えや児童の引渡しが危険な場合は安全な状況になってからの対応となります。

1. 臨時休園時の応急保育

臨時休園時には、安全を考えてご家庭での保育をお願いいたします。ただし、該当日にどうしても保育が必要な方については、災害の状況や登降園の安全等に留意したうえで、代替措置として応急保育を実施します。利用方法等は、別途お知らせします。

1. 休園時の連絡

　上記基準に基づき区が臨時休園を判断した場合は、その旨を各保育所等へ連絡します。保護者への連絡は、区ホームページの他、各保育所から速やかにメール等でお知らせします。

1. 再開について

台風等通過後、施設の破損等点検し、安全が確認でき次第開園します。開園については各園からご案内します。